

官報

号外 昭和三十三年十月二十三日

第三十回衆議院會議録 第十二号

昭和三十三年十月二十三日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十三年十月二十三日

午後一時開議

一 小売商業特別措置法案(内閣提出)及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件

公正取引委員会委員任命につき事後の承認又は同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき事後の同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

昭和三十三年十月二十三日 衆議院會議録第十二号

公正取引委員会委員任命につき事後の承認又は同意を求めるの件等五件 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

小売商業特別措置法案(内閣提出)及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明並びに質疑

午後二時四十六分開議

○議長(星島二郎君) これより會議を開きます。

公正取引委員会委員任命につき事後の承認又は同意を求めるの件

○議長(星島二郎君) お諮りいたします。内閣から、公正取引委員会委員に鈴木憲三君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定によりその事後の承認を、また、同委員に高坂正雄君を任命したので、同法第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、鈴木憲三君の任命について事後承認の件につき採決いたします。本件は承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

次に、高坂正雄君の任命について同意の件につき採決いたします。本件は同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

地方財政審議会委員任命につき事後の同意を求めるの件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、地方財政審議会委員に兒玉政介君、木村清司君、上原六郎君、荻田保君及び遠山信一郎君を任命したので、自治庁設置法第十五条第六項の規定によりその事後の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

公安審査委員会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、公安審査委員会委員に阿部眞之助君、挾間茂君及び矢部貞治君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第三項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

社会保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、社会保険審査会委員に赤松金雄君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第三項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

労働保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、労働保険審査会委員に花澤武夫君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第三項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(星島二郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長早川崇君。

昭和三十三年十月二十三日 衆議院會議録第十二号 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年九月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
国家公務員宿舍法

題名の次に次の目次及び章名を加える。
目次
第一章 総則(第一条-第三条)
第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関(第四条-第七条)
第三章 宿舍の設置及び廃止等(第八条-第十三条の二)
第四章 宿舍の維持及び管理(第十三条の三-第十八条)
第五章 雑則(第十九条-第二十条)
附則

第一章 総則
第一条から第三条までを次のように改める。
第一条 この法律は、国が国家公務員に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を

定めてその適正化を図ることにより、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 職員 常時勤務に服すること

を要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。)をいう。
二 宿舍 職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。)をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

三 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省をいう。
四 各省各庁の長 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(宿舍の種類)
第三条 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種類とする。
第四条の次に次の章名を加える。
第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関
第四条から第七条までを次のように改める。
第四条 宿舍の設置は、大蔵大臣が行うものとする。
2 同一の各省各庁に所属する職員のみを貸与する目的で設置する宿舍(以下「省庁別宿舍」という。)を設置する場合は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。
一 郵政事業その他の事業を企業的に運営する政令で定める特別会計(以下第十九条第二項において「事業特別会計」という。)の負担において設置する場合 当該特別会計を管理する各省各庁の長
二 転用(宿舍の用に供し、又は供するものと決定した国有財産(以下この号において「宿舍用財産」という。))以外の国有財産を宿舍用財産とすることをいう。
以下第九条において同じ。、交換又は寄付の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各省各庁の長
三 特定の官署に勤務する職員のために一時に多数の宿舍を設置する必要がある場合その他特別

の事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合 当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長
(維持及び管理の機関)
第五条 合同宿舍(省庁別宿舍以外の宿舍をいう。以下第八条の二第二項において同じ。)は大蔵大臣が、省庁別宿舍は当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。
(総括の機関)
第六条 大蔵大臣は、宿舍の設置並びに維持及び管理(以下「設置等」という。)の適正を期するため、宿舍に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。
2 大蔵大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舍の種類(第三条に規定する宿舍の種類をいう。以下第十三条の二第一号において同じ。)の変更その他の措置を求め、ことができる。
(事務の委任)
第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属

の職員に、宿舍の設置に関する事務の一部を委任することができる。
2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。
3 大蔵大臣は、財務局長に、前条の規定による宿舍の設置等の総括に関する事務の一部を委任することができる。
第八条の次に次の章名を加える。
第三章 宿舍の設置及び廃止等
第八条から第九条までを次のように改める。
第八条 宿舍の設置は、宿舍の設置に関する年度計画(以下次条において「設置計画」という。)に基づいて行われなければならない。
第八条の二 各省各庁の長は、毎会計年度、政令で定めるところにより、宿舍設置に関する要求についての書類を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
2 大蔵大臣は、前項の要求を調整して、政令で定めるところにより、合同宿舍及び省庁別宿舍の別(省庁別宿舍については、さらに各省各庁別)に設置計画を定め、各年度分の予算成立の日から二月以内に、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。
3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところ

の職員に、宿舍の設置に関する事務の一部を委任することができる。
2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。
3 大蔵大臣は、財務局長に、前条の規定による宿舍の設置等の総括に関する事務の一部を委任することができる。
第八条の次に次の章名を加える。
第三章 宿舍の設置及び廃止等
第八条から第九条までを次のように改める。
第八条 宿舍の設置は、宿舍の設置に関する年度計画(以下次条において「設置計画」という。)に基づいて行われなければならない。
第八条の二 各省各庁の長は、毎会計年度、政令で定めるところにより、宿舍設置に関する要求についての書類を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
2 大蔵大臣は、前項の要求を調整して、政令で定めるところにより、合同宿舍及び省庁別宿舍の別(省庁別宿舍については、さらに各省各庁別)に設置計画を定め、各年度分の予算成立の日から二月以内に、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。
3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところ

ろにより、大蔵大臣に対し、設置計画の変更を求めることができ

4 大蔵大臣は、前項の要求がやむを得ないものであると認めるときは、すみやかに設置計画を変更し、その変更の内容をその要求に係る各省各庁の長に通知するものとする。

5 前二項に規定する場合のほか、大蔵大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。

6 大蔵大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁における職員の仕事の性質、宿舍の現況及び不足数その他宿舍を必要とする事情を考慮しなければならぬ。

(設置の方法)
第九条 宿舍の設置は、建設(土地を宅地に造成することを含む)、購入、交換、寄付、転用及び借受の方法により行ふものとする。

第十条各号別記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十一号の二を同条第十一号とする。
第十一号中「備品」の下に「(もつぱら居住者の私用に供するものを除く。)」を加える。

第十二条第一項各号別記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員」に改め、同条第一号中「従事しなければ」を「従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければ」

に改め、同項第二号中「従事するもの」を「従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならぬもの」に改め、同項第四号中「構内」の下に「又はこれに近接する場所」を加え、同条第二項中「国家公務員」を「職員」に改める。

第十三条各号別記以外の部分中「左に」を「次に」に、「受ける者以外の国家公務員」を「受ける職員以外の職員」に改め、同条第一号及び第二号中「国家公務員」を「職員」に、「事業」を「又は事業」に、「場合」を「場合」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。
(省庁別宿舍の廃止等) 第十三条の二 次に掲げる場合においては、省庁別宿舍の維持及び管理を行う各省各庁の長は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

一 当該省庁別宿舍について、宿舍の廃止(宿舍をその用に供しないことと決定すること)をいふ。以下第十八条第一項第五号において同じ。をし、又は宿舍の種類の変更をしようとするとき。

二 当該省庁別宿舍を他の各省各庁の長が維持及び管理を行う省庁別宿舍としようとするとき。

第十四条の前に次の章名及び二条を加える。

第四章 宿舍の維持及び管理
(被貸手者に対する監督)
第十三条の三 宿舍の維持及び管理を行う各省各庁の長(以下「維持管

理機関」といふ)は、被貸手者(宿舍の貸手を受けた者及び第十八条第一項の規定の適用を受ける同居者(以下「同居者」といふ)をいふ。以下同じ)がこの法律に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(無料宿舍を貸与する者の選定) 第十三条の四 一の無料宿舍については当該宿舍の貸手を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舍の維持管理機関は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舍を貸与しなければならない。

第十五条を削り、第十四条第一項中「月額」とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて「を」月額に上るものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第十八条第一項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により「各省各庁の長」を、その維持管理機関に改め、同条第四項中「第十九条」を「第十八条第一項」に、「居住者は、これらの規定に」を「その者又はその同居者は、その」に、「宿舍を明け渡す日」を「同項又は同条第二項の規定による明渡期日」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

5 前項の規定により同居者が払込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

第十三条の四の次に次の一条を加える。
(有料宿舍を貸与する者の選定) 第十四条 有料宿舍を貸与する者の選定に当つては、当該宿舍の維持管理機関は、政令で定めるところにより、国の事務又は事業の円滑な運営の必要に基き公平に行わなければならない。

第十六条を次のように改める。
(宿舍の使用上の義務) 第十六条 被貸手者は、善良な管理者の注意をもつてその貸手を受けた宿舍を使用しなければならない。

第十七条第一項中「修繕」の下に「被貸手者の責に帰すべき事由(前条第三項ただし書の火災を除く)による損傷又は汚損に係る修繕を除く。」を加え、「費用は」を「費用(もつぱら居住者の私用に係るものを除く。)」に改め、同条第二項中「居住者」を「被貸手者」に、「因り」を「よりに」、「き損」を「損傷」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

第十八条を削り、第十八条第一項中「設置、維持及び管理」を「設置等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「郵政事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計」を「事業特別会計」に、「設置、維持及び管理」を「設置等」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。
(宿舍の明渡等) 第十八条 宿舍の貸手を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者(その者が第二号の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その維持管理機関の承認を受けて、その該当することとなつた日から、公邸及び無料宿舍にあつては二月、有料宿舍にあつては六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引

第十八条 被貸手者は、その責に帰すべき事由によりその貸手を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

被貸手者は、その責に帰すべき事由によりその貸手を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

前条第五項の規定は、被貸手者(同居者に限る)の第一項又は第二項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

前項の規定により同居者が払込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

前項の規定により同居者が払込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

前項の規定により同居者が払込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

昭和三十三年十月二十三日 衆議院會議録第十二号 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

き続き当該宿舍を使用することができる。

一 職員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失ひ、又はその必要がなくなつたとき。

四 当該宿舍について国の事務又は事業の運営の必要に基き先順位者が生じたためその明渡を請求されたとき。

五 国において当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたためその明渡を請求されたとき。

2 有料宿舍の被貸与者は、当該宿舍の維持管理機関が、第十六条の規定に違反する事実でその宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかつたときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならぬ。

3 被貸与者が前二項の規定に違反して宿舍を明け渡さないときは、その者は、政令で定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡しした日までの期間に於ける損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に於ける使用料の額(当該宿舍が公邸又は無料宿舍である場合には、これらを有料宿舍であるとみなして第十五条第

一項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額)の三倍に相当する金額とできることとできない。

4 第十五条第五項の規定は、前項の規定により被貸与者(同居者に限る。)が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第十九条の前に次の章名を加える。

第五章 雑則

第二十条中「大蔵大臣が」を「大蔵省令で」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。(宿舍の現況に関する記録)

第二十条 維持管理機関は、その維持及び管理を行う宿舍の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならぬ。

(国家公務員法との関係)

第二十一条 第八条の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第二十二條及び第二十八條第一項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に宿舍の貸与を受けている国家公務員で改正後の国家公務員宿舎法第二条第一号に規定する職員に該当しないものは、この法律の施行の日以後引き続き当該宿舍の貸与を受けて

いる間、同号に規定する職員であるものとみなす。

3 この法律の施行の際既に改正前の国家公務員のための国設宿舍に関する法律第十九条の規定により明け渡すべきこととなつてゐる宿舍の明渡については、なお従前の例による。

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宿舍審議会の項を削る。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号を次のように改める。

三十 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置並びに維持及び管理)をし、並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

七 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置並びに維持及び管理)をし、並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

6 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

理由

国家公務員宿舎制度の運営の実情にかえり、宿舍の設置等に関する機関、宿舍の設置に関する年度計画、有料宿舍の使用料の算定基礎、宿舍の貸与を受けた者の使用上の義務その他の事項について所要の規定を整備を図るとともに、宿舍審議会を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 たいだいま議題となりまして、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、現行の国家公務員のための国設宿舍に関する法律が、昭和二十四年に制定された占領期間中の立法で、今日の実情に沿わない点が多いので、これを全面的に改正して、題名も国家公務員宿舎法に改めようとするものであります。

次に、改正の要点を概略申し上げます。まず第一は、宿舍審議会の廃止であります。宿舍に関する運営が軌道に乗り、存置する理由がほとんど消滅したので、この際、行政簡素化の趣旨

に即してこれを廃止することにいたしました。

改正の第二は、宿舍貸与の対象となる国家公務員の範囲を明確にし、原則として常時勤務に服する国家公務員に限ることとしておりますが、臨時職員であっても、必要がある者につきましては、必要がある者にのみ貸与することといたしました。

改正の第三は、宿舍の設置に関し、その基本となる設置計画の作成及び変更の手續を明確にし、また公邸の備品、光熱水料等の費用の負担区分及び無料宿舍を貸与する者の範囲を明確にいたしました。

改正の第四として、有料宿舍の使用料は、原則として宿舍の設置等に要する費用を回収する建前のもとに、その算定方法を合理的なものに改め、また、被貸与者の宿舍使用上の義務を明確にする等、必要な規定を追加いたしました。

以上が本案改正の主要点であります。この法律案は、去る九月二十九日本委員会に付託せられ、慎重審議の結果、本日質疑を終了し、討論の申し出がないので、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

有、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(星島二郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、鉱山保安法の一部を改正する法律案、鉱業法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

右 案 鉱山保安法の一部を改正する法律案

昭和三十二年九月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

鉱山保安法の一部を改正する法律案

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「防止し」を「防止するとともに鉱害を防止し」に改める。第九條の次に次の一條を加える。

(集積場等)

第九條の二 鉱業権者は、この法律又はこの法律に基く省令により措置を講じなければならないものとされる捨石又は鉱さいの集積したもの、坑道その他の省令で定める物件(以下「集積場等」という。)については、これを譲渡し又は放棄した後であつても、その措置を講じなければならない。

2 鉱業権の移転があつたときは、鉱業権者の承継人は、当該鉱業権者の集積場等に係る義務を承継する。

3 租賦権の消滅があつたときは、採掘権者は、当該租賦権者の集積場等に係る義務を承継する。

第二十五條の二 鉱山保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租賦区外に侵掘したことにより保安(侵掘した場所における鉱物の採掘に關する人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全及び鉱害の防止を含む。以下本条及び第三十六條第二項において同じ。)を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱業権者に対し、侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命ずることができ

る。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十五條の三 鉱山保安監督部長は、鉱山(侵掘した場所を含む。)における被災者を救出するため必要

と認めるときは、鉱業権者に対し、必要な措置を講ずることができ

要があるとき、必要措置を講ずることを命ずることができる。

第三十七條第一項本文中「第二十五條第一項」の下に、「第二十五條の二第一項」を加え、同項ただし書中「第二十五條第一項」の下に「又は第二十五條の二第一項」を加える。

第三十六條第二項中「前項」を「前三項」に改め、「第二十五條第一項」の下に、「第二十五條の二第一項又は第二十五條の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鉱業権者が鉱区外又は租賦区外に侵掘したことに伴い保安に關し急迫の危険があるときは、監督官は、第二十五條の二第一項に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、監督官は、第二十五條の三に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

第四十四條ただし書を削る。

第五十一條中「第四十二條第二項」を「第四十一條、第四十二條第二項」に改める。

第五十五條第二号中「第二十五條第一項」の下に、「第二十五條の二第一項、第二十五條の三」を加える。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律の施行の際現に中央協議会又は地方協議会の委員となつてゐる者は、改正後の第五十一條

理 由

安保を害するおそれのある侵掘行為及び被災者の救出について所要の措置を命ずることができるようにする。捨石又は鉱さいの集積したものに關する鉱害の防止を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書は会議録追録に掲載。 鉱業法の一部を改正する法律案 昭和三十二年九月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

右 案 鉱業法の一部を改正する法律案

第三十二條の二 通商産業局長は、第三十五條の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第百八十七條第一項中「若しくは決定」を削る。

第百八十九條中「第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令」を「第二十一條第一項(第三十六條第二項、第四十五條第三項又は第五十條第三項において準用する場合を含む。)、第五十二條、第五十五條、第八十三條第一項若しくは第百八十四條の規定による処分」の通知、第二十五條第一項、第四十條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)、第四十七條第三項(第六十四條の二第二項又は第六十六條第五項において準用する場合を含む。)、第五十七條第一項、第九十一條第二項、第百一條第二項若しくは第百六條第三項の規定による通知、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令又は第四十七條第五項(第六十四條の二第二項又は第六十六條第五項において準用する場合を含む。)

若しくは第九十四條第二項の規定による決定書の謄本の交付に、「若しくは鉱業権者」を、「鉱業権者若しくは抵当権者に」、「通知又は命令」を、「通知若しくは命令又は決定書の謄本」に改める。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十一條第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

昭和三十三年十月二十三日 衆議院會議録第十二号 鉱山保安法の一部を改正する法律案外一案 小売商業特別措置法案についての高橋國務大臣の趣旨説明 商業調整 一一四

第九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分した者若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十四条中「前三条」を「前四条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするるとともに、鉱物の盗掘又は侵掘に関する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書は會議録追録に掲載

〔小川平二君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○小川平二君 たいま議題となりました鉱業法の一部を改正する法律案並びに鉱山保安法の一部を改正する法律案の、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最近鉱山における災害が頻発している実情にかんがみて、この際、このような災害を防止するため所要の改正を行なつたものであります。

まず、鉱業法の一部を改正する法律案の内容を申し上げます。

第一は、悪質な鉱業権者が鉱業に従事する機会を制限するため、現行法では、採掘権が取り消された後、直ちに再出願できることになっている規定を、六十日間再出願を停止することとしたのであります。

第二は、盗掘を防止いたすために、盗掘に対する罰則を若干強化しますとともに、新たに盗掘した鉱物を運搬、保管した者にも刑罰を課することとしたのであります。

次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案の内容を申し上げます。

第一は、いわゆるボタ山等による鉱害を防止するために、ボタ山等が他に譲渡された後であつても、なお鉱業権者は保安上の義務を有する旨を明確にしたことのであります。

第二は、侵入個所の保安については、現行法では保安監督の規定がありませんために種々の弊害を生じておりますので、侵入個所においても、保安上必要な場合は、鉱山保安監督部長が必要なる命令をなし得ることとしたのであります。

第三は、鉱山において災害をこうむつた者を救出するために必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に対して救出に必要な措置を講ずることを命ずることができるとし、命令が履行されない場合においては、行政代執行法によつて、国がみずから、または第三者をして救出作業を行わせることができるようにしたこと等であります。

両案について、十月一日、高橋通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、十月二十一日より質疑が行われたのであります。その詳細は會議録に譲ります。

十月二十三日、両案に対する質疑を終了しましたので、討論を省略して採決に付したところ、両案とも全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対して、鉱業法並びに鉱山保安法を根本的に改正すべく検討を行へとの趣旨の附帯決議案が提出されましたが、それぞれ全会一致をもって可決いたしました次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手) ○副議長(推熊三郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○副議長(推熊三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

小売商業特別措置法案(内閣提出) 及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明

○副議長(推熊三郎君) 内閣提出、小売商業特別措置法案及び水谷長三郎君外二十三名提出、商業調整法案の両案の趣旨の説明を順次求めます。

通商産業大臣高橋達之助君。 (國務大臣高橋達之助君登壇) ○國務大臣(高橋達之助君) 小売商業特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

小売商業が国民経済上きわめて重要な分野を占めていることは、あらためて申すまでもありませんが、全国百数十万の小売業者の大部分は、いわゆる零細小売商であります。その数は年々

増加する傾向を示し、同業者間の競争はますます激甚となり、加うるに、購買会等小売業者以外のもの小売方面への進出により、経営の不振と不安定に悩んでいるのであります。

政府は、かかる点に思いをいたしまして、小売商業について特別な措置をとり得るより、第二十六国会において小売商業特別措置法案を提案いたしましたのであります。第二十八国会において審議未了となりましたので、あらためて十分再検討を加えました。このため本法案を提案するに至つた次第であります。

次に、本法案の概要について申し上げます。第一に、都道府県知事は、いわゆる購買会の事業活動が中小小売商の利益を著しく害する」と認めるとき、その員外利用を禁止し、さらに、必要があればその禁止を確保するため必要な命令を出し得ることとしたのであります。

第二に、消費生活協同組合は、消費生活協同組合法によつて、行政庁の許可を受けた場合に員外利用を認めているのであります。この員外利用の許可申請があつた場合におきましても、当該行政庁は、中小小売商の利益を著しく害するおそれがあると認めるときには許可を与へてはならないこととし、また、員外利用を未然に防止するため必要な命令を発し得ることとしたのであります。

第三に、いわゆる小売市場につきましては、近年大阪、神戸、名古屋等の都市において、その乱立による過当競争が激化し、しばしば不公正な取引方法が用いられているのであります。かかる小売市場の乱立の根源をなして

いる市場業者による過大な家賃等の徴収を防止するため、まず特定の市においては、市場業者の貸付契約について都道府県知事の許可を要することとした。また、市場内小売商の不公正取引について、都道府県知事及び公正取引委員会が必要なる措置をとるための規定を設けることとしたのであります。

第四に、生産業者の直売行為、卸売商の小売行為等、中小小売商の事業活動にかかるといふ紛争につきましても、都道府県知事が、あつせんまたは調停を行うこととした。同時に、必要があれば都道府県知事または主務大臣が紛争の当事者に対して勧告できることとしたのであります。紛争の解決に万全を期したのであります。

以上申し上げました通り、本法案は、小売商の事業活動の機会を確保し、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去するためのものであります。中小企業団体の組織に関する法律の円滑なる運用と相俟つて中小小売商の経営の安定と向上とを期待するとともに、ひいては国民経済の健全なる発展に寄与することを目的として行なつております。

以上が小売商業特別措置法案の趣旨でございます。何とぞ御審議を願ひます。(拍手)

○副議長(推熊三郎君) 提出者水井勝次郎君。

○水井勝次郎君登壇

○水井勝次郎君 私は、日本社会党提出の商業調整法案について、提案の理由を御説明申し上げます。わが国の中小企業全般業の中に占める地位は、事業所において九九・

九〇、従業員数において八三・九〇、出荷数において五六〇でありまして、その重要性は数字の示す通りであります。

今日の中小企業の悩みは、過度の競争、金融難、税金高、原料高の製品安、施設の不備、技術の後進性、外貨導入の圧迫、アメリカの輸入制限、中共貿易の中絶など、数え切れないほどであります。特に、昨年以来の金融引き締め政策の影響は深刻であります。その多くは生存の危機にさらされている実情であります。しかるに、政府の中小企業対策は、口先だけのごまかしで、当面の措置はもろろん、恒久対策のごとき実効を期待し得るものはないと言つて過言ではありません。

(拍手) わが社会党は、中小企業の置かれてある今日の窮状をすみやかに打解する

ため、本国会に、独占資本の不当な圧迫の排除、産業分野の規制、金融税制関係及び百貨店法、官公需の確保など、中小企業の振興をはかる一連の産業経済関係立法十数件を提案いたしてあります。さらに、法律改正十数件、行政措置四十数件を含めまして、中小企業対策を総合一貫的に推進しようとしていた次第であります。要するに、わが党の中小企業対策は、常に国の産業経済全体の中で考え、立法措置だけでは不十分で、所要の財政経済的裏づけを並行せしめ、その実効を期待しようとするものであります。ここに提案いたしました商業調整法案は、これらのものの中の一つであることを御了承いただきたいと存する次第であります。

以下、本法案の概要について御説明を申し上げます。
本法案の目的は、卸売業、製造業と小売業との間に、または小売業相互の間に業務分野を調整し、適正な流通秩序を維持することによって一般小売業者を保護しようとするものであります。今日、小売業者は、百貨店の新増設、あるいは大規模な月賦販売、予約販売等による不当な営業方法、大メーカーによるその製品のいろいろな手段による安売り、また、卸売業者による直接販売等によりその利益を著しく奪はれておるのであります。

そこで、本法案は、まず第一に、調整を要すべき業種と地域を、商業調整審議会の意見に基づき、主務大臣が指定することとしたのであります。すなわち、小売業の分野において、製造業者または卸売業者と一般小売業者との間に競合が起り、一般小売業者の利

益がそこなわれるような場合に、関係の業種、地域を限って、一般小売業者の適正な経営を確保しようとするものであります。業種及び地域の指定を行う理由は、不必要に消費者の利益を害することのないように考へてのこととあります。この際、小売業者の団体に指定申請の道を開いておるのであります。

第二に、この業種並びに地域の指定があつた場合、特別の事情がない限り、指定地域において、指定業種につき、製造業者、卸売業者の小売販売は新規に行ふことができないことといたしました。

第三に、このような禁止は新規開業のものだけでは不十分でありますので、既存の兼業者につき、指定地域内指定業種に属する小売部門の設備の新増設その他経営規模の拡大をも禁止したのであります。さらに、既存兼業者の小売活動が一般小売業者の存立に重大な影響を与える場合、これが圧迫緩和につき適切な措置をとるよう行政命令を出し得ることとしたわけであります。

第四に、以上の規制に対し、大資本による脱法行為が予想されるので、これが予防の措置を講ずることとしたしました。たとえば、東横百貨店における東光ストア、高島屋における高島屋ストアなどのごとく、資本的にまたは人的に支配する別会社を組織し、いわゆるスーパーマーケット方式による事業の拡張が行われている事例もあるのでありますから、この種の事例は脱法行為とみなし、行政命令によって排除措置をとり得ることとしたのであります。なお、百貨店関係につ

いては、わが党はすでに本国会に提出いたしております百貨店法の一部改正法案の中で、百貨店法の脱法行為として規制を加へることとしたのであります。

第五に、公設または私設小売市場の新設拡張については、これを許可事項としたのであります。小売市場については、特に関西地方に見られるように、その乱立が目立ち、市場相互間並びに周辺の一般小売業者との関係に調整を要する事態となつておるのであります。そこで、乱立防止に必要な地域を政令で定め、地域内における小売市場の新増設を許可制としたのであります。この場合、五大都市において

は、市長にその許可の権限をゆだねた次第であります。
第六に、購買会事業の規制を行うこととしたしました。いわゆる会社購買会による小売販売事業は年間一千数百億円に上り、その員外者利用は周辺の一般小売業者に重大な影響を与えておるのであります。会社購買会は、会社経営に於てその資金運営に寄与するばかりでなく、一方では労働管理にも利用されておるのであります。その形態自体にも問題がありますので、わが党は、別途、労働者の指導権による消費者協への組織を考えたいのであります。このことは、当面、員外販売を禁止することとしておられます。消費生協は、購買会に比べまして、売上高はその四分の一にすぎない微少なものであり、その組織は労働者の正当な生活権に基礎を置くものであり、購買会とは同一に論ずるわけには参りません。わが党は、消費生協の存在意義を正当に評価し、わが国における小売事

業活動の特殊な諸条件を考慮しつつ、消費生協に対し、特に員外利用二〇％を認めるといたしました。最後に、本法案の運用に重要な役割を果すべき商業審議会の構成については、小売業者代表、消費者代表の参加を法文に明記し、公正にして適切な運営を期待した次第であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

小売商業特別措置法案(内閣提出)及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(権藤三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。松平忠久君。

(松平忠久君登壇)
○松平忠久君 私は、ただいま議題となりました政府提案の小売商業特別措置法案に対して、日本社会党を代表して、総理並びに関係閣僚に若干の質疑を行わんとするものであります。(拍手)

本法案は、大企業の代弁者である藤山愛一郎氏がお門違いにも、中小企業振興審議会の会長として、昭和三十一年十二月二十四日、政府に対して行った答申に基づき、政府はこれに資本家的手心を加えて第二十六国会に提案し、今回再び若干修正の上提案して参つたものであります。小売商は、わが国の経済機構のもとにおいて末端流通部門の責任を受け持つべき重要な役割をになつておるのであります。政府は、過酷な徴税の対象としてははるけれど、何ら

今日まで保護助成の手を差し伸べることなく、全くこれを放置して参つたことは、明らかに怠慢といわねばなりません。(拍手)しかるに、この流通部門は、戦後著しい変化を起しております。すなわち、昭和二十三年には、全産業に従事する者三千三百三十二万九千人の中で、商業者は二百三十六万五千人、その比率は七割でありました。その後漸次小売商に割り込む者が多く、三十一年には、全産業就業者四千三百八十七万人に対して、商業者は、驚くなかれ、家族まで含めて七百万人を突破し、その比率も一八割に達しました。まさに三割の激増であります。

従つて、今日、小売商は潜在失業者の温床となり、この問題は今や社会問題と化して、生活困窮のための自費、一家心中の大部分も、実はこの階層から出ておるのである。その責任はあけて政府の自由放任主義による無為無策にあることを指摘しなければなりません。(拍手)

おおよそ、生産者から流通機構を経て消費者に至る経済の仕組みの中で、流通機構は、迅速、低廉、親切で、消費者を満足せしむるものでなければならぬと同時に、生産者と消費者との間のクッション的な役割を果さなければならぬのであります。わが国では、大卸から中卸を経て小売商へ渡るもの、メーカー自身が小売を兼業しておるもの、あるいはまた、小売商にいたしましても、独立のもの、集団のもの、また、経営の方針にいたしましても、営利本位のもの、消費者本位のもの等等、種々雑多であります。欧米においては、今日、それぞれその実情に応じて、一定の理想的な方向に流通機構

が漸次整備されつつある現状でありますが、総理は、一体、わが国の流通機構をどういう仕組みにすることが最も理想的であると考えておるか。本法案のごときも、一つの理想的な流通機構を想定して、それに向う第一歩でなければなりませんので、まず第一に、この点に関して総理の見解を承わりたいと存じます。(拍手)

次に、第二といたしましては、このように理想的な流通機構を考えていく場合においても、わが国の小売商は、何としても過剰であります。この過剰の始末をしなければ、小売商の安定もなく、また、流通秩序も保たれませんが、これを一体どうするつもりであるか。自由主義経済であるから仕方がないといつて放置していくつもりであるか、あわせて総理の考えをお聞きたいと存じます。

第三は、何ゆえに小売商が最も強く要望してきたメーカー及び問屋の小売面への進出を阻止する方針をとらなかつたかということでありませぬ。本法案第一条には「小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与する」云々とあります。また、本法案は、紛争を予想して、あつせん、調停、勧告の措置を規定している以上、彼らが正常な秩序を阻害していることを政府みずから肯定した上であります。政府が調停、勧告の線にとどまつておつて小売商の不満を買つておることは、明らかに、大企業に遠慮して、大企業の主張に屈服したものと見なければなりません。通産大臣の率直な答弁を要求するものであります。

第四は、購買会及び消費生活協同組合に關連した問題であります。本法案第二条ないし第四条において、政府は、この両者に対して全く同じ取締り規定を制定せんといたしております。これも、購買会は、先ほど永井議員からも説明がありましたが、会社が福利厚生の名のもとに行なつておる事業であつて、低賃金をカバールし、しかもその賃金の一部は購買会で再び会社に吸い上げられる仕組みであつて、その經理も、会社全体の經理の中に没入して、徴税の直接対象外であり、準拠法もなく、まことにあいまいもこたる存在であります。しかるに、他方、消費生活協同組合は昭和二十三年法律第二百号によつて生まれたものであつて、また、他の法律によりまして、國家がその発展、育成を助長してやる義務を負つておるものであります。従つて、両者は全く異質なものである。ところが、この点に対して、政府は全く認識を欠いていると思はせません。しかざれば、何ゆえ、政府は、この全く異質なものに対して同じ態度をもつて臨み、同じ取締り規定を適用せんとしておるのか。まず、私は、その理由を何わなければなりません。

次に、両者の小売商に及ぼす影響を調査してみても、購買会の年間売上高は一千五百億円程度、消費生活協は三百億程度、小売商全体の総売上高はおよそ三兆七千四百億円であります。従つて、購買会は四・五割を占め、消費生活協はたつた〇・九割を占めておるにすぎません。保守党政府は、よく政治は実情に即さなければならぬと言つておられるけれども、かかる一律的な措置は実情を無視するものであつて、

消費生活協同組合の精神にも違反しておるのではないかと。厚生大臣並びに通産大臣の見解を承わりたいと存じます。(拍手)

なお、消費生活協に対し、厚生省が熱意がないのは、了解に苦しむところでありませぬ。消費生活協同組合資金の貸付に關する法律によつて今日まで貸し付けられた金額は、昭和二十八年二千五百万円、三十年九千九百九十九万円、三十二年一千万円、三十三年九千九百九十九万円、急テンポに減つてきております。生協の普及率は、英国が一二％、スウェーデン一五％、フィンランド三三％、デンマーク二三％であるにもかかわらず、わが国の普及率は、たつた〇・九割であります。欧州においては、市価主義と払い戻し制度によつて、大した摩擦もなく普及されてきておられるけれども、わが国における生協は、ほとんどが廉売主義と不払い戻し制度によつておるのであります。小売商との間に摩擦があるとするならば、この辺に原因があると思われなければならず、政府は、この根本問題を何ゆえ解決せんとしないのか。消費生活協に資金的な裏づけのめんどうを見てやるならば、わが国でも、市価主義に基づく払い戻し制度に全面的に移行させていって、小売商との間の摩擦を避けていくことができるわけであつて、この際、政府は、生協の共済の責任準備金積立制度の確立、生協事業に営利を目的としな

い消費者団体の加入、農協と同じよ

うに一定の員外利用の承認等を実現させて、もつて根本的な解決をはかり、消費者にも十分な満足を与える方策をとるつもりはないか。根本問題でありますか

ら、総理並びに主管大臣の答弁をお願いしたいと存じます。

なお、購買会は大企業に遠慮して放置しておるわけであるが、これは一体どういふふうな編成がえをしていくつもりであるか。これは通産大臣並びに厚生大臣にお伺いをいたします。

第五は、購買会及び消費生活協同組合活動の規制を急ぐのあまり、日本銀行券の強制通用力を無視せんとおる点であります。すなわち、本法案第四条第三項において、「組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するものでなければ物品の供給事業を利用させない」としてあります。第二条第二項第三号においても同様な規定があるが、これは日銀券の通用排除を意味するものであります。日本銀行法「公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス」と規定してある。これに対して本条項は特例を設ける趣旨のごとく受け取られるわけであつて、日銀法違反の疑いがあると思つておる。この利用券は明らかに手形や商品券とも異なる性質のものであつて、かくのごとく積極的に日銀券の否定を立法化するとは、明らかに重大なる疑義を差しはさざるを得ないところでありませぬ。この点、大蔵大臣の明快な答弁を求めたいと存じます。

第六点は、小売商と他の関連業者との間の紛争解決の手段の問題であります。本案によると、ケース・バイ・ケースと知事の勧告とであります。中小企業審議会の答申は審議会制度の活用を主張し、小売商もまたこれを希望いたしてあります。すなわち、審議会は

ら、総理並びに主管大臣の答弁をお願いしたいと存じます。

紛争当事者に対して共通の土俵を与えて話し合ふ機会を持たせる。また、審議会自身が中小企業全般の問題について意見具申をする機能を持ち、民主的に民意を直接に反映する仕組みになつておるのであります。先ほどの政府の修正第一次案には、この条項があつたはずであります。これが一体いつの間にか落ちてしまつたのか。審議会を常置すると、経費がかかつて、うるさいとかいふことが、その理由であるように聞いておるのであります。知事がただ下僚の役人の言によつて勧告するのでは、必ずやこれは官僚的、独善的、権力的となることは明らかであつて、全く岸内閣の性格をそのままここにむき出したような改悪であります。

一体、だれが審議会の設置に反対したのか。通産省の役人に言わせれば、自治庁が反対したと言つておる。自治庁の役人に聞けば、通産省が反対したと言つておる。この点、その理由とともに、関係各大臣の明快な答弁を要求するものであります。

次に、中小企業振興審議会は、五人未満の事業所の労働者に健康保険、失業保険を強制適用すること、労働基準法の適用を適切ならしめること等を勧告いたしております。政府は商店員の退職金制度の確立を企図しておると聞いておるが、商店員の最大の苦情は、就労時間が十四時間というように非常に長いことである。従つて、その他の労働条件の劣悪と相俟つて、雇入れがきつめて困難になつてきておる。最近はやつておる集団雇用、これも充足率は三二%という低い成績であります。閉店時刻及び週休の規定というものも中小企業振興審議会

は勧告いたしておりますけれども、政府は何らの措置もとつておりません。政府は、商店員の労働条件の改善について、いかなる積極的な具体策をもつてこの審議会の答申にこたえんとしておるものであるか、所信のほどを労働大臣にお伺いいたします。

最後に伺ひたいことは、未端流通秩序の中にある小売商に対して、政府はいかなる積極的な保護育成策を持つておるかということであります。申すまでもなく、中小企業振興審議会は、昭和三十一年九月にわが党中小企業政策特別委員会が中小企業全体に関する具体案を発表してから三カ月もおくれで答申を作成、提出したのであります。この法律案もまた、わが党の提案した法律案に刺激されて提案されるに至つたものであります。政府は、約二年間、中小、ことに小売商に対しては何らかの恩恵を与えようとなふに努めて、ちらちらとその内容をちらつかせながら、小売商を今日まで引つぱつてきたものであります。ところが、経済の不況に直面して大企業

の主張に屈服し、独禁法の改正を急ぎ、今や、片方の手で小売商のほつぺたをたたきながら、片方の手であめを見せびらかしているという格好であります。しかし、よくよく見ると、これは、あめではなくて、何だかわからぬ粉にサッカリンか何かを塗つたやうな、栄養も何もないものであります。(拍手)小売商は、今日、栄養を欲しておるのであります。政府は何ゆえに小売商に対して栄養を与えないのか。大部分の小売商が対象となつておるところの例の中小企業等協同組合法の中の

小組合についても、同法第二十三条の上、「小組合の組合員に対し、税制ならぬ」と規定されておるにかかわらず、今もつて何らの措置も講じておりません。議員の発議による修正であるために大蔵官僚が軽視しておるとするならば、これはもつてのほかであります。なおまた、本年六月末の全国銀行の総貸し出し残高は、日銀の調査によれば七兆二千三百四十四億円で、そのうち小売商に対する貸付は二千七十三億円、たった二・七%にすぎません。しかるに、大蔵大臣は、中小企業に対する金融は十分だと放言しておるけれども、一体どこを押せばさういふ音が出るのか、その無神経さにはあきれざるを得ないのであります。(拍手)

わが党は、先ほど永井議員からも趣旨説明の際に説明がありましたけれども、二十数件にわたる行政措置等の改正案、四十余件にわたる行政措置等の改正案よりまして、一貫したところの小売商をも含めた中小企業に対する振興策を講ずんとしておるのであります。しかも、一体、政府は、どういふやり方をもつてこの小売商並びに家族が安心して業務に専念し、生活が保障されるやうな具体的な措置を講じようとしておるのか、明確な答弁を要求するに、政府が相変らずの大企業偏重の政策のもとに中小並びに零細業者に対して着目した政策を続けるに於いては、今や政治的認識に目ざめつたおるこれらの人々は、やがて政府に対して一大鉄槌を下すことも遠くないことを警告いたしました。私の質問を終るものであります。(拍手)

「国務大臣(岸信介) 答へいたします。流通機構として理想的なものほどに考えておるかというところであります。これは、私どものように自由経済を根本に考えておる者から申しますと、形を一つのものに作つて、これにすべてを当てるという考え方はいたしておりません。いづれにしても、流通機構に關しての根本的な考え方は、いかにして生産と消費を円滑に結びつけるか、この機能をどういふうに円滑に果させるようにするかという生活の基礎をいかにして確立するか、この二つが私どもは基本的な問題であると思つておる。その具体的方法についてはいろいろな点を考えなければならぬと思つておる。もちろん、法律だけでもつてこの二つのことが違せられるわけではございません。同時に、金融の面や、あるいは税制の点や、その他の点をあわせて考慮すべきことは言うを待ちませんが、今回のわれわれが提案いたしておる法律によつて、小売商の地位を確立して、さうして、適正な機能を果たすようにわれわれとしては考慮しておるというものが、私どもの根本的な考えでございます。

「国務大臣(岸信介) 答へいたします。流通機構として理想的なものほどに考えておるかというところであります。これは、私どものように自由経済を根本に考えておる者から申しますと、形を一つのものに作つて、これにすべてを当てるという考え方はいたしておりません。いづれにしても、流通機構に關しての根本的な考え方は、いかにして生産と消費を円滑に結びつけるか、この機能をどういふうに円滑に果させるようにするかという生活の基礎をいかにして確立するか、この二つが私どもは基本的な問題であると思つておる。その具体的方法についてはいろいろな点を考えなければならぬと思つておる。もちろん、法律だけでもつてこの二つのことが違せられるわけではございません。同時に、金融の面や、あるいは税制の点や、その他の点をあわせて考慮すべきことは言うを待ちませんが、今回のわれわれが提案いたしておる法律によつて、小売商の地位を確立して、さうして、適正な機能を果たすようにわれわれとしては考慮しておるというものが、私どもの根本的な考えでございます。

「国務大臣(高橋達之助) 第一の御質問の、生産業者と卸売業者とが直売をして小売商を圧迫するということでございますが、生産業者の直売は、元來が製品の宣伝をすることが目的であります。また、卸売業者が直売いたします場合は、これは一般消費者に売つておるのか、あるいは小売業者に売つておるのか、これはなかなか見分けることが困難であります。こゝろの点から考えまして、小売業者を圧迫する場合は、ケース・バイ・ケースによりまして、行政機構がこれを調整する、あるいは勧告することがいいと考へま

「国務大臣(高橋達之助) 第一の御質問の、生産業者と卸売業者とが直売をして小売商を圧迫するということでございますが、生産業者の直売は、元來が製品の宣伝をすることが目的であります。また、卸売業者が直売いたします場合は、これは一般消費者に売つておるのか、あるいは小売業者に売つておるのか、これはなかなか見分けることが困難であります。こゝろの点から考えまして、小売業者を圧迫する場合は、ケース・バイ・ケースによりまして、行政機構がこれを調整する、あるいは勧告することがいいと考へま

す。ただ、この問題は、根本的には日本の人口問題に關係を持つ問題であることは言うを待ちません。同時に、われわれは、できるだけ産業の規模を拡大し、国民生活の水準を高めて、流通経済の扱うところは、これは基本的に考えなければならぬことであると思つておる。私どもは、さういふ点において、この問題に対処していかなくてはなりません。同時に、現在あるところの小売商の立場が、あるいは今おあげになりました大きな企業の間から、あるいは購買会やその他の生活協同組合の方面から脅かされておる点を確保する、さうして、この小売商間にあるところの不当な過度の競争というものを、あるいは中小企業団体法等によりまして、団体の力によつて適正にしていくというやうなことに相俟つて、小売商の立場を確立していくことが必要であると思つております。(拍手)

第二の、購買会と消費生活協同組合との関係でございますが、購買会というものは、元来、事業者が従業員に福利厚生のために物資をなるべく低廉に配給する、こういうことが目的であります。また、消費生活協同組合は、一定の限定された範囲において、組合員相互の補助機関としてやっておる団体でありますから、おのずから両方の歩み方は違つておるわけでありまして、従いまして、購買会を今すぐこの消費生活協同組合と同じように編成するということは考えておりません。

第三の、調停の方法について、なぜこれは審議会にかけないか、こういうことであります。これは調停、勧告することによりまする調停制度の方が實際的確に行い得る、こう存じまして、そういたしましたのであります。

〔国務大臣(佐藤榮作君) 購買会並びに消費生活協同組合が利用券を発行しておる、利用券がなければ物品販売事業を利用することができない、これは明らかに日銀法の第二十九条第二項に抵触するものではないかというお尋ねでございますが、ただいま前段でお話をいたしましたように、利用券は、どこまでも物品販売事業の利用について規定して、おるものでございまして、日銀券のように、公私にわたる決済手段としてのいわゆる通用力を規定しておるものとは、おおよそ違つております。この意味において、私はこれを一緒にすることは適当でないと考えます。次に、中小企業並びに零細事業者を含めて、これが保護育成についていかなる処置をとっているかということでございます。特に、金融の面について

の資金ワケ等がまことに不足ではないか、こういうお尋ねであつたかと思ひます。御承知のように、負担の軽減という点については、過去の累次にわたる税制改革に際しまして、その負担の軽減をはかつて参りました。また、今回も、法人税並びに事業税等の軽減に際しまして十分意を用いるつもりであります。また、金融につきましましては、中小企業、特に零細企業の金融対象であります国民金融公庫については、三十三年度予算編成に際しまして、相当多額のもの計上いたしました。さらには、親金庫として考えられます商工中金等につきましても資金を増額いたしておりますが、なお年末等に際しましては特にこの資金ワケを増加する、これをも計画していることをつけ加えて申し上げまして、中小企業の保護育成に政府が格段の意を用いていることを御了承願います。(拍手)

〔国務大臣(橋本龍伍君) いただいた御質問にお答えを申し上げます。員外利用の点につきましましては、御承知のように、消費生活協同組合は、協同組合法によつて監督を受けておる特別法人でございまして、保護を受けると同時に、事業についての調整を法によつて考えられておるわけでありまして、従いまして、員外利用の問題につきましましては、消費生活協同組合は、法によつて初めから原則として禁止されておりまして、員外利用が認められるのは特別な場合に限りおるのでございまして、これの許可基準もきわめて限定的でございまして、従いまして、今回の小売商業特別措置法案によつて規定をいたしましたところ

は、単に、当初からこの法案に考えられておりますところの考え方をさらに明確にしたにすぎないのでありまして、新たにこれによつて限定されることはないでございまして、購買会の方は、何ら法律上の制約を受けていない任意の団体でありまして、消費生活協同組合とは違つたものであります。それで、購買会の方につきましましては、この法案によつて新たに規制を受けるわけでありまして、

なお、消費生活協同組合の保護育成の点につきましては、御説の通りでございまして、できるだけこの育成をはかつて、健全な発達をはかつて参らなければならぬと考えております。

御指摘のございました貸付金の問題につきましましては、この貸付の仕方は、府県の生活協同組合に対する貸付に對しまして同額を国から県に貸し付けるという仕組みになっておるのであります。この法律もございまして、毎年度府県の所要額とにらみ合せながら必要な金額を計上いたして参つた次第でございまして、今後も引き続きこれを計上して参るつもりでございまして、

なお、共済事業に關しまする法定制限準備金制度につきましましては、御趣旨の通り、これはやる必要があると考えておりました。目下十分検討をいたしておるところでございまして、

なお、生活協同組合への団体加入であるとか、あるいは一定割合の員外利用を認めるという点につきましては、これは現行法の原則と根本的に違つた面がございまして、ただいまのお話の点については、よほど慎重に検討いたしたいと考えております。

なお、購買会を将来どのように扱つかということでございますが、これはおのずから様子の違つたものもございまして、一がいにとりこむということにはむずかしいと思ひますが、購買会の中で消費生活協同組合としての基準に合致するものにつきましては、法の基準なしに購買会としてやるよりも、むしろ、これを消費生活協同組合として適正な指導をはかつて参りたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣(倉石忠雄君) 五人未満の事業所に対する社会保険のお話がございました。二十八回国会で失業保険法の一部改正が行われまして、五人未満の事業所の者もこれに加入できるようになつたことは御承知の通りであります。それをさらにだんだん拡大して参りたいと思つております。

それから労災保険のことです。それが、労災保険も、五人未満の事業所でございまして、特に災害の発生が多いと思はれるようなものについては強制適用の事業とされておることは、御承知の通りであります。従つて、この制度で、労災の面においては任意加入ではありますけれども、特殊なものには強制加入、こういうことで行き渡るようになっております。

労働基準法による補償制度でございますが、これも御承知のように完備いたしておるのであります。現在の状況で、労働者保護の制度としては欠くところがない、このように私どもは存じております。

それから、中小企業に働く労働者の労働条件が大企業の労働者に比べて劣悪ではないかというお話であります。

まことにその通りであります。そこで、この比較的恵まれない立場に立つております中小企業の労働者に、どうやつたならば政治の力であたたい手を差し伸べることができるとかというところが、私どもの最も苦慮いたしておる労働政策の基本線であります。中小企業というものがそういう状態であることは、おおよそ産業構造の今日の段階でやむを得ないことではあります。そこで、まず、先ほど来お話のありました、中小企業をいんしんならしめるために、生産性向上とか、経営基盤を強化するというようなことは、もちろん産業政策として必要であります。その方面に従業しておられる人々に対して、将来性を持ち、楽しみを持って働いていただくようにしむけてあげたいということ、私どもが先般来奨励いたしておりました週休制の実施、それからまた、その出た余暇をいかにして善用するかというふうなことに對して、着々青少年ホームというような施設が各地においてできつつあることも御承知の通りであります。さらに、基本的に、今各方面の御意見を承わつておるのでありますけれども、中小企業の従業員に対する退職共済制度というふうなものを実施して参りたいと思つております。

それから、また、今国会で審議を願つております最低賃金法などというものも、やはり今申し上げました角度からぜひ必要なことであるといふことにお願いをいたしておるような次第であります。私ども政府といたしましては、比較的恵まれざる中小企業の従業員者に対して、政治の面で、いかにしたならばできるだけあたたかい手を差

まことにその通りであります。そこで、この比較的恵まれない立場に立つております中小企業の労働者に、どうやつたならば政治の力であたたい手を差し伸べることができるとかというところが、私どもの最も苦慮いたしておる労働政策の基本線であります。中小企業というものがそういう状態であることは、おおよそ産業構造の今日の段階でやむを得ないことではあります。そこで、まず、先ほど来お話のありました、中小企業をいんしんならしめるために、生産性向上とか、経営基盤を強化するというようなことは、もちろん産業政策として必要であります。その方面に従業しておられる人々に対して、将来性を持ち、楽しみを持って働いていただくようにしむけてあげたいということ、私どもが先般来奨励いたしておりました週休制の実施、それからまた、その出た余暇をいかにして善用するかというふうなことに對して、着々青少年ホームというような施設が各地においてできつつあることも御承知の通りであります。さらに、基本的に、今各方面の御意見を承わつておるのでありますけれども、中小企業の従業員に対する退職共済制度というふうなものを実施して参りたいと思つております。

し伸べることができるかということに重点を置いてやっておくことは、御了解を願いたいと思ひます。(拍手)

○副議長(権三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(権三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 岸 信介君
- 大蔵大臣 佐藤 榮作君
- 厚生大臣 橋本 龍伍君
- 通商産業大臣 高橋達之助君
- 労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

- 内閣官房長官 赤城 宗徳君
- 法制局長官 林 修三君
- 自治政務次官 黒金 泰美君
- 厚生省社会局長 安田 巖君
- 中小企業庁長官 岩武 照彦君

○朗読を省略した報告

(応召議員)

一、去る十七日召集に応じた議員は次の通りである。

広島県第二区選出 谷川 和穂君
(常任委員辞任)

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 長谷川 峻君
商工委員 水谷長三郎君
予算委員 佐々木良作君

一、昨二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 高田 富之君
文教委員 北村徳太郎君

農林水産委員 足鹿 覺君

商工委員 久野 忠治君 井手 以誠君
永井勝次郎君 小西 寅松君
伊藤卯四郎君

運輸委員 伊藤卯四郎君 永井勝次郎君
通信委員 大倉 三郎君 篠田 弘作君

建設委員 小西 寅松君 久野 忠治君
予算委員 篠田 弘作君 水谷長三郎君

(常任委員補欠選任)
大倉 三郎君

一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 野原 正勝君
商工委員 井手 以誠君
予算委員 水谷長三郎君

一、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 足鹿 覺君
文教委員 木村 守江君
農林水産委員 高田 富之君
商工委員 小西 寅松君 水谷長三郎君
伊藤卯四郎君 久野 忠治君

運輸委員 永井勝次郎君 伊藤卯四郎君
通信委員 篠田 弘作君 大倉 三郎君
建設委員 久野 忠治君 小西 寅松君
予算委員 大倉 三郎君 佐々木良作君

篠田 弘作君

(理事互選)

一、去る二十一日海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

理事

- 逢澤 寛君 稻葉 修君
- 高橋 等君 中山 マサ君
- 山下 春江君 西ヶ久保重光君
- 受田 新吉君 戸叶 里子君

(議案受領)

一、去る二十一日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

産業教育振興法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る二十一日委員会に付託された条約は次の通りである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第三号)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第四号)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の改正する議定書の締結について承認を求めの件(条約第五号)

以上三件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十一日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

産業教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名提出、参法第一号(予)) 文教委員会 付託

一、昨二十一日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名提出、参法第二号(予)) 社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、去る二十一日参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とポーランド人民共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めの件

通商に関する日本国とニュー・ジージーランドとの間の協定の締結について承認を求めの件

(質問書提出)
一、昨二十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

北海道産豆類の価格安定に関する質問主意書(松浦定義君提出)

衆議院会議録第十号中正誤

ハシ段 行 誤 正

六一 終り二各政治 各政党

空ニ 九治案 治安

衆議院会議録第十一号中正誤

ハシ段 行 誤 正

二〇四 二去る 昨

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

| |
|---|
| 定価 一部 十五円 <small>但し郵賃は二十円 (送料別)</small> |
| 発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 <small>電話九段四三二一 送外官報課</small> |